

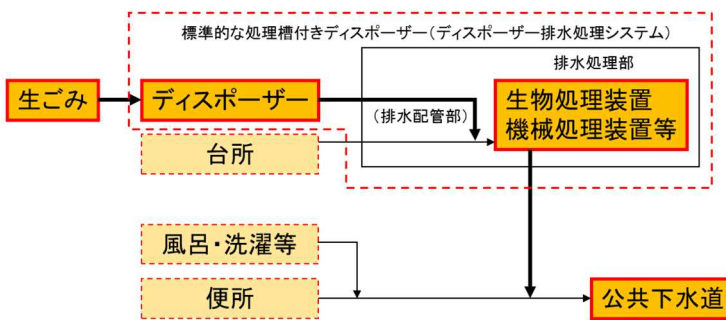
ディスポーザー導入状況調査の概要

「ディスポーザー」とは厨芥（生ごみ）を粉碎して水と共に排水管に流し出す機器のこと。ディスポーザーの種類と概要は以下の通り。

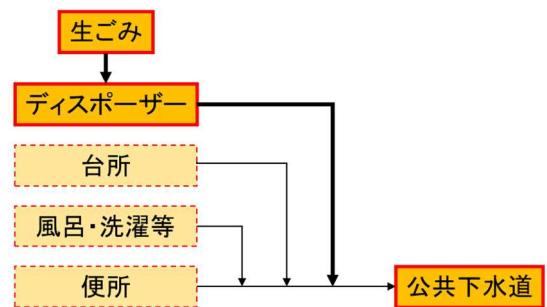
ディスポーザーの種類と概要

ディスポーザーの種類	概要
処理槽付ディスポーザー	生ゴミを水と共に粉碎処理し、後段で粉碎物を専用の排水処理槽で処理した後、下水道に流すタイプ
直接投入型ディスポーザー	生ゴミを水と共に粉碎処理し、粉碎物をそのまま下水道に流すタイプ

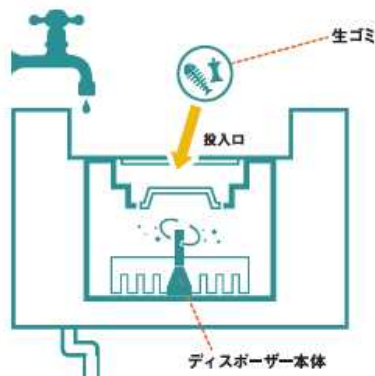
<処理槽付ディスポーザー(ディスポーザー排水処理システム)>



<直接投入型(単体)ディスポーザー>



ディスポーザーのしくみ



ディスポーザー本体のイメージ

1. 調査方法の概要

項目	内容
調査対象	下水道事業を実施している全ての市町村（都道府県は対象外）
調査方法	調査対象の地方公共団体にアンケートをメールで送付し メールにより回収
質問回答の時点	令和2年8月末時点での状況を記載

2. 調査結果

・処理槽付きディスポーザー設置を認めている地方公共団体数

631団体

（北海道：39団体、東北：50団体、関東：188団体、北陸：49団体、中部：83団体、
近畿：107団体、中国：23団体、四国：17団体、九州：66団体、沖縄：9団体）

・直接投入型ディスポーザーの設置を認めている地方公共団体数

23団体

【北海道】帯広市・滝川市・砂川市・奈井江町・栗山町・浦臼町・沼田町・増毛町
興部町・むかわ町・音更町・更別村・陸別町・浦幌町・標茶町

【青森県】十和田市

【群馬県】伊勢崎市

【神奈川県】秦野市

【新潟県】南魚沼市

【富山県】魚津市・黒部市

【岐阜県】岐阜市

【静岡県】藤枝市

<参考>これまでの取組状況

H12～15：建設省・北海道・歌登町（北海道）が、同町で直投型ディスポーザーの社会
実験を実施

H17：国土交通省が「ディスポーザー導入時の影響判定の考え方」をとりまとめ

H24.1：導入状況調査の実施